

令和5年12月1日

保険薬局各位

一般社団法人京都府薬剤師会
薬局業務ワーキンググループ

令和5年度後期高齢者重複服薬に関する相談指導事業について(協力依頼)

京都府後期高齢者医療広域連合(以下広域連合)の委託により、下記の要領にて標記事業を実施いたします。つきましては、本事業の趣旨を理解いただき何卒ご協力を頂戴できますようお願い申し上げます。

記

1 事業の趣旨・目的

重複服薬等による薬物有害事象等の発生や医薬品の適切な保管、服薬による治療効果の向上、残薬の増加防止をすることで、後期高齢者医療制度被保険者の健康の保持増進を図る。

2 方法・手順

広域連合が患者に送付する「服薬情報のお知らせ」の通知(内容は研修動画を参照ください。)について、医療機関・薬局で通知持参者又は訪問相談希望者への対応を行う。

・広域連合が設定した重複服薬者の抽出基準に基づいて、当該患者に広域連合から通知が行われる。



- ・患者は自己の判断に基づき、本通知を医療機関または薬局に持参する。
- ・薬剤師の訪問を希望した患者については、広域連合より薬局に訪問依頼がある。
- ・通知を持参した患者及び薬局に訪問依頼があった患者については、適切な相談指導等を行う。



・本通知に基づいて行われた相談指導等の内容を通知同封書類にて広域連合にFAXにて報告をいただく。

3 患者への本通知同封書類内容：研修動画参照ください。

- ①服薬情報のお知らせ ②お薬一覧 ③FAX送信票

4 本通知送付地域：研修動画参照ください。(通知地域は限られていますが受診医療機関や処方箋受付薬局は多地域に渡ると考えられます。)

5 本通知開始時：令和5年12月下旬

研修動画URL：<https://1drv.ms/v/s!AqrPOw3g9a6qg4AU9I37ScIK7QbDLw?e=Yt1JGO>

研修資料(PDF)：https://1drv.ms/b/s!AqrPOw3g9a6qg4ATXIJWB2fj_4ghQQ?e=QaLWCm

※本事業の研修動画及び研修資料につきましては、上記URLにて閲覧等が可能です。参考にして下さい。